

令和 2 年第 11 回

栄町農業委員会総会議事録

栄町農業委員会

1 開催日時 令和2年11月5日(木) 午後3時35分から午後3時50分

2 開催場所 栄町役場庁舎5階大会議室

3 出席委員(6名)

会 長	8 番	大野 久男
会長職務代理者	7 番	朝倉 友子
委 員	2 番	長谷川 貴子
	4 番	小川 博
	5 番	岩井 秀喜
	6 番	鈴木 薫

4 欠席委員(2名) 1 番 芝野 茂

3 番 杉田 裕

5 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会議書記の指名

第3 議事

議案第1号 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用
配分計画(案)に対する意見について

報告第1号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出書に
ついて

報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について

そ の 他

6 出席職員

農業委員会事務局長 湯浅 実

農業委員会事務局次長 小川 浩昭

農業委員会事務局主査 青木 秀直

7 農地利用最適化推進委員(10名)

日暮 秀男 竹本 昌男 麻生 洋 藤崎 敦之 加藤 昌宏

伊藤 保 浅倉 忠邦 中島 義晴 大塚 健男 小川 和男

◎開会

午後 3 時 3 5 分開会

○事務局長（湯浅実）

はじめさせていただきます。起立、礼。

○議長（大野久男）

ただ今より、令和 2 年第 1 1 回栄町農業委員会総会を開会します。本日は委員 8 名中 6 名出席ですので、農業委員会等に関する法律第 2 7 条第 3 項により、総会は成立しております。

◎議事録署名委員の指名

○議長（大野久男）

議事日程第 1 の議事録署名委員の指名ですが、私から指名させていただいて異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（大野久男）

それでは、5 番 岩井秀喜委員、6 番 鈴木薫委員にお願いします。

◎会議書記の指名

○議長（大野久男）

議事日程第 2 の会議書記の指名を行います。本日の会議書記には、農業委員会事務局職員の小川氏と青木氏を指名します。

○議長（大野久男）

それでは議事に入ります。

議案第 1 号 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用配分計画（案）に対する意見について、を議題とし、整理番号 1 と 2 について、事務局の説明を求めます。

○事務局長（湯浅実）

それでは、1 ページ 議案第 1 号整理番号 1 と 2 についてご説明いたします。

場所につきましては、9 ページと 1 0 ページをご覧ください。

整理番号 1 農地の所在が中谷字中谷、地目は登記簿・現況共に田、農振農用地で面積は 1, 4 8 8 ㎡他 6 筆で、合計 1 7, 9 8 8 ㎡です。

続いて、整理番号 2 農地の所在が請方字上請方、地目は登記簿・現況共に田、農振農用地で 4, 9 4 7 ㎡です。

内容は賃貸借権の再設定で、貸付人、借受人、転貸人、経営面積は記載のとおりです。1 0 アール当たりの賃借料は 1. 5 俵、期間は整理番号 1 が令和 2 年 1 1 月 2 0 日から令和 1 0 年 9 月 1 9 日までとなっており、整理番号 2 は令和 2 年 1 1 月 2 0 日

から令和10年8月19日までとなっております。いずれも既に農地の中間管理権が設定されているため、利用権の期間は残存期間になるものでございます。今まで耕作していた借受人の事情により、この後の報告第2号整理番号1と2により合意解約を行い、新たな借受人に農地の中間管理権を取得している公益社団法人 千葉県園芸協会が、転貸人となり、農用地の再配分を行なうものです。

この借受人については、認定農業者と地域の担い手農家であり、耕作等の状況、農機具の所有状況、農作業に従事する者の数等からみて全部効率利用要件及び農作業常時従事要件は問題ないと思われます。

以上で説明とさせていただきます。

○議長（大野久男）

説明が終わりました。これより質疑に入ります。発言のある方は挙手を願います。

（挙手なし）

○議長（大野久男）

発言がないようですので、以上で質疑を打ち切り採決します。

議案第1号整理番号1について、町に対し、意見なしとして回答することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（大野久男）

挙手全員、よって議案第1号整理番号1については、農業委員会として意見がない旨回答することに決定しました。

○議長（大野久男）

次に、議案第1号整理番号2について、町に対し、意見なしとして回答することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（大野久男）

挙手全員、よって議案第1号整理番号2については、農業委員会として意見がない旨回答することに決定しました。

○議長（大野久男）

続いて、議案第1号整理番号3と4について、事務局の説明を求めます。

なお、整理番号3と4については、小川委員に関連する議案ですので、ここで退席をお願いします。

○事務局長（湯浅実）

それでは、2 ページ 議案第 1 号整理番号 3 と 4 についてご説明いたします。

場所につきましては、9 ページをご覧ください。

整理番号 3 農地の所在が中谷字中谷、地目は登記簿・現況共に田、農振農用地で面積は4, 292㎡他1筆で、合計8, 042㎡です。

続いて、整理番号 4 農地の所在が中谷字中谷、地目は登記簿・現況共に田、農振農用地で2, 286㎡です。

内容は賃貸借権の再設定で、貸付人、借受人、転貸人、経営面積は記載のとおりです。10アール当たりの賃借料は1.5俵、期間は整理番号3が令和2年11月20日から令和9年5月21日までとなっており、整理番号4は令和2年11月20日から令和10年9月19日までとなっております。いずれも既に農地の中間管理権が設定されているため、利用権の期間は残存期間になるものでございます。こちらも今まで耕作していた借受人の事情により、この後の報告第2号整理番号3と4により合意解約を行い、新たな借受人に農地の中間管理権を取得している公益社団法人 千葉県園芸協会が、転貸人となり、農用地の再配分を行なうものです。

この借受人については、認定農業者であり、耕作等の状況、農機具の所有状況、農作業に従事する者の数等からみて全部効率利用要件及び農作業常時従事要件は問題ないと思われます。

以上で説明とさせていただきます。

○議長（大野久男）

説明が終わりました。これより質疑に入ります。発言のある方は挙手を願います。

（挙手なし）

○議長（大野久男）

発言がないようですので、以上で質疑を打ち切り採決します。

議案第1号整理番号3について、町に対し、意見なしとして回答することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（大野久男）

挙手全員、よって議案第1号整理番号3については、農業委員会として意見がない旨回答することに決定しました。

○議長（大野久男）

次に、議案第1号整理番号4について、町に対し、意見なしとして回答することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（大野久男）

挙手全員、よって議案第1号整理番号4については、農業委員会として意見がない旨回答することに決定しました。

小川委員は、入室して着席をお願いします。

○議長（大野久男）

続いて、議案第1号整理番号5について、事務局の説明を求めます。

○事務局長（湯浅実）

それでは、3ページ 議案第1号整理番号5についてご説明いたします。

場所につきましては、11ページをご覧ください。

農地の所在が請方字下請方、地目は登記簿・現況共に田、農振農用地で面積は2,473㎡他1筆で、合計5,086㎡です。

内容は賃貸借権の再設定で、貸付人、借受人、転貸人、経営面積は記載のとおりです。10アール当たりの賃借料は1.5俵、期間は令和2年11月20日から令和9年3月30日までとなっております。既に農地の中間管理権が設定されているため、利用権の期間は残存期間になるものでございます。こちらも今まで耕作していた借受人の事情により、この後の報告第2号整理番号5により合意解約を行い、新たな借受人に農地の中間管理権を取得している公益社団法人 千葉県園芸協会が、転貸人となり、農用地の再配分を行なうものです。

この借受人については、地域の担い手農家であり、耕作等の状況、農機具の所有状況、農作業に従事する者の数等からみて全部効率利用要件及び農作業常時従事要件は問題ないと思われます。

以上で説明とさせていただきます。

○議長（大野久男）

説明が終わりました。これより質疑に入ります。発言のある方は挙手を願います。

（挙手なし）

○議長（大野久男）

発言がないようですので、以上で質疑を打ち切り採決します。

議案第1号整理番号5について、町に対し、意見なしとして回答することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（大野久男）

挙手全員、よって議案第1号整理番号5については、農業委員会として意見がない旨回答することに決定しました。

○議長（大野久男）

次に、報告第1号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出書について、事務局の説明を求めます。

○事務局長（湯浅実）

それでは、4ページ 報告第1号についてご説明させていただきます。

場所は5ページをご覧ください。

譲渡人・譲受人は記載のとおりです。申請地は、安食字柚ノ木で、地目は登記簿・現況共に畑、面積は347㎡になります。転用目的は駐車場用地、受理年月日は令和2年9月25日でございます。

本件は、市街化区域内の農地について、所有権移転を伴う駐車場用地として農地転用届出があったため、届出書の受理決定の専決処分をしたものです。農地転用の届出書の提出があった場合、遅滞なく受理又は不受理の決定に係る専決処分をすることとされておりますので、届出書の記載事項および添付書類の確認、また現地を確認のうえ適正と判断できたため、受理を決定したものでございます。

以上で説明とさせていただきます。

○議長（大野久男）

この案件は、報告だけで採決はしませんが、何か質問がありましたら挙手をお願いします。

（挙手なし）

○議長（大野久男）

発言がないようですので、以上で報告第1号を終わります。

○議長（大野久男）

次に、報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について、事務局の説明を求めます。

○事務局長（湯浅実）

それでは、6ページ、報告第2号整理番号1から5までについて、ご説明させていただきます。

場所につきましては、9ページから11ページまでをご覧ください。

整理番号1 農地の所在が中谷字中谷、地目は登記簿・現況共に田、農振農用地で面積は1,488㎡他6筆で、合計17,988㎡です。

整理番号2 農地の所在が請方字上請方、地目は登記簿・現況共に田、農振農用地で4,947㎡です。

整理番号3 農地の所在が中谷字中谷、地目は登記簿・現況共に田、農振農用地で面積は4,292㎡他1筆で、合計8,042㎡です。

整理番号4 農地の所在が中谷字中谷、地目は登記簿・現況共に田、農振農用地で2, 286㎡です。

貸付人、借受人、転貸人は記載のとおりです。また、解約の申し入れ日、解約の成立日、土地の引き渡し日、解約の通知日につきましては、令和2年10月23日となっております。

次に、整理番号5 農地の所在が請方字下請方、地目は登記簿・現況共に田、農振農用地で面積は2, 473㎡他1筆で、合計5, 086㎡です。

貸付人、借受人、転貸人は記載のとおりです。また、解約の申し入れ日、解約の成立日、土地の引き渡し日、解約の通知日につきましては、令和2年10月22日となっております。

本件は、賃貸借契約により借受人が耕作していた農地について、転貸人と借受人が話し合いの結果、双方合意のうえ契約を解除し、農地を転貸人に返すということで、その旨を書面で農業委員会に通知してきたものでございます。

以上で説明とさせていただきます。

○議長（大野久男）

この案件も、報告だけで採決はしませんが、何か質問がありましたら挙手をお願いします。

（挙手なし）

○議長（大野久男）

発言がないようですので、以上で報告第2号を終わります。

○議長（大野久男）

以上で本日の議案の審議はすべて終了しました。その他の件について、委員からご発言があれば挙手をお願いします。

（挙手なし）

○議長（大野久男）

よろしいですか、それでは以上をもちまして令和2年第11回総会を閉会します。

○事務局長（湯浅実）

起立、礼。お疲れ様でした。

午後3時50分閉会